

CMSスタッフの 安全衛生ガイド

基本編

応用編

交通安全編

P A R T 03

車で通勤する人や業務で車を運転する人にとって、
何よりも大切なのが安全運転です。
飲酒運転やスピード違反といった悪質な交通事故を起こすと、
仕事や信用を失ってしまうだけでなく、
罰則の強化によって重い実刑が科せられることもあります。

安全運転の基本

これまで無事故で運転を続けてきたからといって
これからもそれが続くという保証はありません。
いついかなるときに起こるかわからないのが交通事故の怖さ。
日常的に車を運転する人は、
いま一度基本に立ち返って安全運転を心がけましょう。

「安全運転5則」に立ち返る

運転歴が長くなるとつい自分の運転技術を過信してしまい、いつしか自分は事故には無縁だと思いがちです。しかし、交通事故はこうした「慢心」が原因となって起こることも多いのです。もう一度以下の「安全運転5則」に立ち返って、絶対に事故を起こさない運転を心がけましょう。

1 安全速度を必ず守る

法定速度内だから安全だというのは正しくありません。雨や霧といった悪天候時や、幅の狭い道路、見通しの悪い道路といった走行時の状況に応じて、安全に走行できる速度で運転しましょう。

2 カーブの手前でスピードを落とす

カーブの前後では事故が多発しています。カーブの手前で十分減速して、特に下り道の場合は先行車との距離が詰まりすぎないように、車間距離を確保しましょう。

3 交差点では必ず安全を確かめる

交差点も事故が多発する場所です。右折時には対向車の接近と、後方から横断歩道を渡ってくる歩行者を巻き込まないように注意しましょう。たとえ一時停止の標識や表示のない交差点でも、なるべく一時停止して安全確認を行いたいものです。

4 一時停止で歩行者の安全を守る

横断歩道に明らかに誰もいないのが確認できるとき以外は、横断歩道の手前で停止できるスピードで走行しなければなりません。横断歩道のない場所で歩行者が横断しようとしているときも、一時停止や徐行して歩行者の安全を確保しましょう。

5 飲酒運転は絶対にしない

酒酔い運転とは「アルコールの影響で正常な運転ができないおそれがある状態」のことです。飲酒したら絶対に運転してはいけません。「少しくらいなら」「酒はほとんど抜けたから」と飲酒運転してしまう人がいますが、1ℓの呼気中アルコール濃度が0.15mg以上あれば酒気帯び運転で罰せられるということをお忘れなく。

あおり運転とながら運転による事故が急増

近年、大きな社会問題になっている「あおり運転」と「ながら運転」。一瞬の感情的な行動やスマホ操作が原因の死亡事故も多発しているのです。

<あおり運転とは？>

よく「ハンドルを握ると性格が変わる」といわれる人がいますが、人間は車内という守られた空間で運転しているときに、気が大きくなる傾向があるといわれます。そんなときに起こりがちなのが、「あおり運転」です。「車間距離を狭める・異常に近寄る」「幅寄せをする」「追い回す」「割り込んだあと急ブレーキをかける」「ハイビーム、パッシング、クラクションによる威嚇」「罵声を浴びせる」といった行為は、すべてあおり運転として処罰される行為に該当しますので、厳に慎むようにしましょう。

<ながら運転とは？>

運転に関係のない行為をしながら運転するのが「ながら運転」であり、脇見運転なども該当します。なかでも近年問題になっているのが、スマホを操作しながらの運転です。時速60kmで走行する車は2秒で約33.3m進むので、6秒間スマホ画面を見ただけでも車は100mも進んでしまい、思わぬ事故につながってしまうのです。

交通違反の厳罰化

近年の度重なる法改正によって
特に飲酒運転などに対しては厳罰化が進みましたが、
ながら運転やあおり運転は減る気配が見えません。
交通事故で一生を棒に振らないためにも、
「かもしれない運転」を心がけたいものです。

危険を予測してゆとりある運転を

ここ数年、車には自動ブレーキなどの安全装置の搭載が進み、交通事故の発生件数はこの5年間で2割減少したといわれます。しかし、自動ブレーキや踏み間違い防止システムといった安全装置はあくまでも補助的、なものであり、その機能を過信するのは危険です。ドライバー自身がこうした装置に頼ることなく、自己責任で安全運転しなければなりません。そのために重要なのが、P.9でも紹介した「危険予知」です。というのも、ドライバーが走行時の交通状況に応じた的確な危険予測を行い、それに基づいた運転を行うことで、多くの交通事故は防ぐことができるからです。

たとえば、片側一車線の道路で前方に停車している車を追い越す場合、「運転席のドアが開くかもしれない」という予測のもと、すぐに停止できる速度に減速して追い越すというのが危険予知運転です。ところが、現実には「まさかドアが開くことはないだろう」という自分に都合よく追い越すことで、思わぬ事故につながってしまうわけです。また、最近は高速道路などで逆走車が増えています。こうした突発的な状況には冷静に対応しなければなりません。そのためにも、常に適正なスピードや車間距離を保って、ゆとりのある運転することが大切です。

主な交通違反の罰則（抜粋）

●飲酒運転

- ・ 酔い運転／5年以下の懲役または100万円以下の罰金。違反点数35点＝免許取消（欠格期間3年）
- ・ 酒気帯び運転／3年以下の懲役または50万円以下の罰金。アルコール濃度0.15mg以上0.25mg未満は違反点数13点＝免許停止90日間、同0.25mg以上は違反点数25点＝免許取消（欠格期間2年）



●ながら運転

- 携帯電話使用等「保持」／6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金（3点）
- 携帯電話使用等「交通の危険」／1年以下の懲役または30万円以下の罰金（6点）



●速度違反

超過速度 29kmまでは段階的に行政処分として反則金と違反減点が科されるが、一般道で30km以上、高速道路で40km以上の速度超過で「6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金」が科せられる。違反点数はともに50km以上の超過で12点となる。

●あおり運転

あおり運転（妨害運転罪）として処罰された場合は、「3年以下の懲役または50万円以下の罰金（違反点数25点）」で免許取消、その後2年は免許を取得することができなくなる。また、高速道路上で相手車両を停車させるなど、著しい危険を生じさせた場合は、「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（違反点数35点）」で免許取消、その後3年は免許を取得することができなくなる。
※免許停止は6点以上、免許取消は15点以上

事故発生時の対応

不幸にもあなたが交通事故の当事者になってしまった場合、
どのような対応を取ればいいのでしょうか？
適切な対応をしなかったばかりに、
あとから相手とトラブルになることも考えられるので、
事故発生時の対応方法について知っておきましょう。

ケガ人の救護が最優先

加害者が被害者かを問わず、もし自分が交通事故の当事者となった場合、事故発生後は基本的に以下の流れで対応しましょう。

1 ケガ人の救護

現場にケガをした人がいればケガの程度を確認して、必要ならば止血などの応急救護処置を施します。交通量の多い場所で事故が起きた場合は後続車による二次被害が発生することもあるので、けが人を速やかに安全な場所に誘導しましょう。そのうえでケガ人に目立った外傷などがなくても、救急車（119番）を呼びましょう。

2 警察への連絡

けが人の救済と並行して警察（110番）に連絡を入れます。警察への通報は交通事故発生時に事故の当事者が負う義務（道路交通法第72条）なので、これを怠ると「3か月以下の懲役または5万円以下の罰金」という罰則が科されます。なお、就業中の事故の場合は、現場が落ち着いたところで会社にも一報を入れておきましょう。

3 事故現場の記録

警察が到着すると事故現場の簡単な現場検証が行われますが、これとは別に自分自身で事故現場の様子を記録しておきましょう。車両の位置関係やナンバー、道路状況、破損箇所とその程度などをスマホのカメラで撮影しておく、あとから発生する保険処理の際の過失割合認定などの判断などで役立ちます。

4 相手の身元確認

事故の程度にもよりますが、状況的に問題がなければ相手と名刺を交換するなど連絡先を確認しておきましょう。基本的にそれぞれの身元確認は警察が確認するので必須ではありませんが、相手が誰なのかがわかっていたら安心できるものです。

5 目撃者の確保

事故発生の責任がどちらにあるのかで、もめるケースも少なくありません。もし事故現場近くに目撃者がいれば、その場でお願いをして連絡先を聞いておきましょう。事件に利害関係のない証人の存在は、事故原因でもめた場合などに有用です。

6 保険会社への連絡

救急車や警察への連絡を終えたら、加入している任意保険の保険会社に連絡します。最近は保険会社の担当者が事故現場に駆けつけるサービスもあるので、こうした保険に入っている場合は、可能な限り早めに連絡をしましょう。

7 医師の診断を受ける

自分に大したケガがないと思っていても、衝突時に頭に受けた衝撃であとから体調に異変が生じる場合もあります。大事を取って早めに医療機関で検査を受けましょう。